

## 竹原市総務文教委員会

令和6年6月20日開会

### 会議に付する事件

#### (付託議案)

- 1 議案第44号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 2 議案第46号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第48号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する  
条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第49号 令和6年度竹原市一般会計補正予算（第1号）

#### (その他)

- 1 防災ハザードマップについて
- 2 町並み保存地区の全体像について
- 3 閉会中の継続審査の申出について

(令和6年6月20日)

出席委員

氏 名	出 欠
川 本 円	出 席
山 元 経 穂	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
堀 越 賢 二	出 席
平 井 明 道	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
下 垣 内 和 春
蕎 麦 田 俊 夫
村 上 ま ゆ 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 木原昌伸

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 部 長	向 井 直 毅
企 画 部 長	國 川 昭 治
教育委員会教育次長	沖 本 太
財 政 課 長	大 川 真 功
税 務 課 長	向 井 聡 司
危 機 管 理 課 長	岡 元 紀 行
産 業 振 興 課 長	松 岡 俊 宏
文化生涯学習課長	堀 川 ちはる

午前10時02分 開会

委員長（川本 円君） おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課から説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員会討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後にマイクを使用して発言していただきますようによろしくお願ひします。

また、質疑につきましては期の若い順番で指名することとし、回数、時間制限はありませんので、一問一答でお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは座らせていただきます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第2回定例会へ提案させていただいております議案のうち、議案第44号外3議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長（川本 円君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおり行ってまいりたいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 異議なしと認め、そのように執り行ひます。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行って結構でございます。

まず、議案第46号竹原市税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（向井聡司君） 税務課からは市税条例の改正案の上程になります。

議案書の57ページと議案参考資料は55ページになります。

議案第46号竹原市税条例の一部を改正する条例案につきましては、議案参考資料で御説明をさせていただきたいと思えます。

55ページでございます。

よろしいでしょうか。

1の提案の要旨でございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、寄附金の税額控除の対象に公益信託の信託事務に関する寄附金を追加するなど必要な規定を整備するものでございます。

2の具体的な改正の内容でございますが、（1）市民税に関する改正でございます。

アでございます。

公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金について、寄附金の税額控除の対象とするものであります。この公益信託とは、公益活動のために自らの財産を提供しようとする方の財産の一部を社会に還元しようというものでありまして、信託銀行等に信託し、定められた公益目的に従いましてその財産を管理運用し、公益のために役立てようとする制度でございます。このたびは、公益信託法に関する法律の改正がありまして、地方税法の一部が改正されたことに伴い、公益信託に関連する寄附金を個人住民税の寄附金控除の対象とするというものでございます。今後、寄附金控除が認められることによりまして、公益信託制度が広まり、寄附金の活用が根差していくことが期待をされます。

次に、イでございます。

公益法人等に係る市民税の課税の特例について、地方税法と重複して同様の規定を定めていることから、当該規定を削除するものでございます。こちらは既に地方税法で定められている規定でございまして、同じ規定が市条例にあるため、このたび削除するというものでございます。

次に、（2）でございますが、こちらはその他所要の規定の整理を行うものでございますが、内容としましては、私立学校による不祥事が相次いだことから、このたび大きな法律の改正がございまして、そのことによりまして条ずれが生じたことから、規定の整理を

行うというものでございます。

施行期日は、（１）の公益信託については、公益信託に関する法律の施行の日に属する年の翌年の１月１日から、（２）の規定につきましては令和７年４月１日からでございます。

議案の説明については以上でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第４４号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（大川真功君） ただいまありました議案第４４号工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

議案でいうと５３ページ、議案参考資料でいいますと４７ページになります。

説明につきましては、議案参考資料のほうで説明をさせていただきますので、４７ページをお開きください。

工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

提案の要旨につきましては、令和５年、議案第４７号により議決を得た竹原市庁舎移転事業竹原市新庁舎大規模改修等工事の請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。

２番の変更内容についてでございます。

請負金額の変更につきましては、変更前につきましては２９億１，２５３万６，０００円でありました。これが、変更後は２９億７，４８３万８，９５５円ということで、この増減額につきましては差引き６，２３０万２，９５５円ということになっております。

３番の変更の理由でございます。

２点ありまして、まず１点目は、労務単価や建築資材の価格上昇に伴う物価スライドを適用する必要があるためということでございます。

2点目につきましては、旧文化創造ホールを多目的利用するための既存の展示用パネルについて、修繕による再利用が困難であったことから更新する必要が生じたためでございます。金額の内訳につきましては、まず1点目の労務単価や建築資材の価格上昇につきましては6,200万円のうちの5,452万円、これは約ですが5,452万円が(1)によるものです。(2)の展示用パネルのほうについては、約ですが778万円です。内訳としたらそういったことになっております。展示パネルの老朽化につきましては、取り外して工事をして再度取り付けようとした際に、設置年数がかなりの時がたっておりまして、例えばねじとかレールの備品が既に製造停止になっていることが理由で再度取り付けることが困難であったことから、新たに整備をしようとするものでございます。

4番で参考図面をつけておりまして、平面図、展開図につきましては次ページ以降にお示しをしております。平面図で赤い線で枠で囲っているところが展示用パネルが今現在もスライド方式で、可動式でいけるようになっておりますが、ここに新たに再度設置をしようとするものでございます。工事請負契約書につきましても別紙にあるとおりで、金額等々につきましては先ほどお話ししたとおりでございます。

以上が説明になります。

委員長(川本 円君) これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員(堀越賢二君) 先ほどの説明で十分理解はしております。多目的利用をするためということで、議場のみならず非常にいい提案というか、そういうものになってくると思います。ただしかし、以前にもほかの委員さんからも意見があったと思うのですけれども、やはり現地で確認をしていけば、そのパネルに関しては耐用年数等々も考えて、再利用ができないというものは少し事前に把握できた部分なのかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長(川本 円君) 財政課長。

財政課長(大川真功君) 今、御指摘のありましたパネルの件についてでございます。

たしか平成4年に建物ができて以降、かなりの年数がたっているのは事実でございます。老朽化も想定はできていたといえ、そこはなかなか否定しづらいところだと思います。今回外してみようということで、部品が製造していないということが分かったというのが先ほどの理由でございます。その他の件についても、今後こういったことが少なくなる

ように取り組んでいけたらというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

そのほか。

道法委員。

委員（道法知江君） 工期が令和6年11月30日の工期で順調に推移しているということと報告を受けておりますけれども、この労務単価なのですが、今のこの資料だけではちょっと分からない点があるのでお聞きしたいのですが、労務単価ということなのですが、令和5年7月に臨時議会を開いて、そこで工事の請負の契約ができたという、締結したということだったと思うのですが、それ以降ちょうど1年、この1年間で労務単価がどれぐらい変化があったのか、まずそれをお伺いさせていただきたいと思います。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 労務単価の増減について御質問でございます。

労務単価の増加につきましては、当初基準となるのが、令和5年4月1日が当初設計による基準日です。変更になる基準日につきましては、令和6年4月1日ということで、約1年間の基準日の違いが生じております。これに伴って、インフレスライドによる算出をしておりますが、例えば大きくは建築、電気、機械、昇降機、これのその中でもさらに棟の違いですね。改修するとか補強するとか増築するとか様々ございます。それによってインフレ率というものを示しております。変更前の残工事からスライド後の設計金額、こういったものを出しましてそれぞれ出しております。ですから、なかなか額というもので一個一個お示しするのはちょっと難しいのですが、例えば建築の本館棟の増築、ここに係るものにつきましてはインフレ率が100.9%、それから例えば電気がつく本館の増築につきましては104.8%とか、それぞれ算出をしております。こちらにつきましては、全国における平均労務単価の上昇率や建築物価の建築費指数、これは鉄骨造りだとか鉄筋コンクリート造りの建築とか設備、こういったものによってそれぞれ違いが出ております。こういったものを採用して価格算出したものがこの約6,000万円の増加になったということで御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 給排水とかそのところとか、また空調とか、昇降機も言われていま

したけども、そういうところでいわゆるインフレ率、建築も含むということ、当然だと思うのですが、そういうことというのは令和5年4月1日の設計時点では全く予測がつかなかったのか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 令和5年4月1日に示されていた単価がございますので、一定にその時点では人件費もしくは資材の高騰は既にしていたとは思いますが、令和6年4月1日時点での想定金額の確定というのはできなかったということでございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 今後なのですけれども、今後においてはこれ以上の、例えば通信なんか電気設備工事というのは今言われてなかったのかなと思うのですけれども、そこら辺がまたインフレ率として計上されてくる可能性とか今後あるのかなと思うのですけど、この点についていかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 通信設備等々についてでございます。

こちらについては、また情報部門でそれぞれ今整備を図っているところでございます。このインフレ率というものについては、資材、人件費等は上がっておりますが、一定には入札で事業者を決定すると。もしくはそれ以外で既存のベンダーでしかできないものについては随意契約でお願いする等々でやっておりますので、その時点で適切な金額を設計できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 補正で上がってきているというのはインフレ物価高スライド、感覚からするとやむを得ないのかなとは思いますが、それに計上することによっては完璧をやっぱり目指していただかないといけないという思いもあるのですが、再度の御確認なのですけれども、高潮対策とかで4メートルぐらいの浸水の状況が来るかもしれない地域でもあるということがありますけれども、それに対して庁舎機能はこの補正を通して失われない、機能を失うことはないという考えでよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 浸水に対しての機能維持ということで御質疑でございます。

もともとこの庁舎の設計自体が、1階部分に通常使う機能というのは設けておりませ

ん。想定といたしましては、最大限見て1階が浸水しても機能が維持できるような形での設計となっておりますので、2階以降は当然つからないというような想定で今設計をいたしております。そういった意味で、そういった大規模な浸水被害があった場合でも庁舎の機能というのは失われないという前提で今工事のほうは進めておりますので、御理解いただければと思います。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 今、道法さんが聞かれた分でちょっと重なるところもありますが、確認のところでしたいのは、人件費とかいろいろ言われたのですが、労務費、人件費というのが具体的に何%上がっているのかな、ちょっともう一回確認を含めてお尋ねしたいと思います。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 今、質疑のありました労務単価の件についてでございます。

労務単価につきましては、全国的における平均労務単価というものがございます。こちらにつきましては、令和5年度時点では、例えばですが、全国平均で2万2,227円ですが、令和6年度現在で2万3,600円ということで、上昇率としては106.1%ということになっております。実際の算出におきましては、労務単価と建築資材、こちらの上昇率を合わせたものを単価として計算をしておりますので、それも全て含まれているということで御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今、物価上昇とか人件費等の労務単価があつてと言われましたけど、財政課から見て、この分がこれだけ大きな影響が金額的にはあるのですけれども、入札とかいろいろやられて、いろいろ調整という言い方がいいのかどうか分かりませんが、可能な限りの財政の取組というのがあると思うのですけれども、この分の今物価上昇はいろんな市がやる、発注する分で起こっているわけですから、基本的な考えでちょっと聞きたいのは、他の事業なんかもこういった物価上昇率の適用で見直しをやるというのが基本ですというような考えでいいのでしょうか。そこをちょっと確認をしておきたい。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 物価上昇につきましては、この間も既に人件費、物価上がっております。その都度、有利な財源も含めて、追加で補正を組んで事業者様の支援をしております。その他につきましては、各課が契約に基づいて執行しておりますので、必要があればその都度対応をしてきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第49号令和6年度竹原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（大川真功君） 令和6年第2回の定例会に提出しております一般会計補正予算案についてでございます。

こちらにつきましては、委員会資料で説明したいと思いますので、御覧になっていただけたらと思います。

それでは、委員会資料の1ページを御覧ください。

このたび、補正予算案の概要としましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業から移住就業支援事業、消防団員装備品整備事業のほか、各種システムの改修事業に必要な経費を計上しているものが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,222万8,000円を追加をして、総額を168億67万円とするとともに、繰越明許費の追加を行うものであります。

歳出の補正内容については、総務費、民生費、衛生費、消防費において追加計上を行うもので、その個別の内容につきましては2ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、2ページをお開きになっていただけたらと思います。

まず、2ページ目、最初の総務費、企画調整に要する経費について、委員報酬など50万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、本市が求める県立高等学校の教育環境の整備を進めるため、竹原市内の県立高等学校在り方検討委員会を設置をして委員会を開催し、当該在り方に関する意見書を取りまとめるものであります。意見書は、中学生及び高校生等を対象にアンケートを行い、様々な意見を踏まえて取りまとめる予定として

おります。財源につきましては、全て一般財源でございます。

次に、移住・定住促進に要する経費について、移住支援金500万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、移住・定住を促進するため、本市と広島県が協働して広島県移住マッチング支援を実施し、東京23区内に居住または勤務していた方が本市へ移住した場合、移住支援金を支給する事業において、実績見込額が当初予算額を上回り、予算に不足を生じたため増額するものであります。財源につきましては、県支出金を375万円充当して、残りを一般財源とするものです。

続いて、電算機器管理に要する経費について、システム整備委託料8,929万8,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行することとされており、令和6年度及び令和7年度の2か年で住民基本台帳システムの整備を行うものであります。令和6年度は標準準拠システム用のテスト環境の構築やガバメントクラウド環境への仮想サーバーほか基本サービスの構築などを行います。財源については、国庫支出金を8,929万8,000円全額を充当するものであります。

続いて、3ページを御覧ください。

ここでは、民生費、自立支援給付に要する経費について、システム改修委託料55万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、令和6年6月に障害福祉サービス報酬が改正されることとされていることから、障害者自立支援給付審査支払等システムを改修するものであります。財源につきましては、国庫支出金を27万5,000円充当し、残りを一般財源とするものです。

次に、児童手当支給に要する経費について、システム改修委託料682万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、令和6年度に改定される児童手当の拡充方針をシステムに反映させるため、児童手当システムを改修するものであります。財源につきましては、国庫支出金を682万円充当するものであります。

次に、生活保護事務に要する経費について、システム改修委託料85万8,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、令和6年度に改定される生活保護基準をシステムに反映させるため、生活保護システムを改修するものであります。財源につきましては、国庫支出金を42万9,000円充当し、残りを一般財源とするものです。

続いて、4ページを御覧ください。

ここでは、衛生費、予防接種に要する経費について、ワクチン接種委託料など7,81

9万2,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、令和6年の秋から新型コロナウイルス感染症予防接種が定期接種に位置づけられることとなったことから、接種に必要な準備を行うものであります。この対象者は65歳以上の方で、実施場所は竹原市内及び県内等の医療機関になります。接種費用は、生活保護世帯及び非課税世帯の方は自己負担なし、それ以外の方は自己負担2,100円となります。財源につきましては、国庫支出金を4,611万4,000円充当し、残りを一般財源とするものであります。

次に、消防費で消防団運営に要する経費につきまして、消防用備品101万円の追加計上を行うものです。内容につきましては、雨天時に安全に屋外活動ができるよう雨具69着を整備するものであります。財源につきましては、コミュニティ助成事業助成金を100万円充当し、残りを一般財源とするものです。

続いて、5ページを御覧ください。

ここでは、令和6年度繰越明許費について、緊急自然災害防止対策事業として4件の事業を繰り越すものであります。内容につきましては、まず1か所目が東野町の山田川水系浸水対策事業に係るポンプ場整備、2点目として東野町の在屋川浸水対策事業に係る河川改修工事、それから3点目として本町地区の小田山川浸水対策事業に係るポンプ場の更新工事、4点目として皆実地区の浸水対策事業に係るポンプ能力増設工事について、それぞれ資材の調達に不測の日数を要するため、工期を延長するものであります。こちらについては、別途工事箇所の平面図をつけておりますので、位置図についてはそちらで確認していただけたらと思います。

最後、1ページに戻っていただきまして、こちらにつきまして歳出の説明、先ほどの説明に併せて特定財源についても触れましたので、歳入の個別の内容につきましては説明を省略させていただきます。

財政調整基金繰入金を3,454万2,000円増額して、最終的な収支の均衡を図っております。

以上が一般会計補正予算案の説明でございます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

なお、先に資料のページを述べた上で事業名を言ってから質疑に入ってやってください。お願いします。

では、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 補正予算案の概要の2ページのほうから1つつお伺いします。

県立高校の在り方検討事業ということですが、令和6年度4回会議を開催予定となっていますが、これのスケジュールと申しますか、大まかな何月というものが分かればそちらを教えてください。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 先ほどいただきました委員会のスケジュールでございます。

先ほど申しました全5回開催するようになっておりますが、スケジュールにつきましては第1回目が既に5月に開催をしております。第2回目以降は、あくまでも予定ですが、令和6年8月、それから第3回が令和6年11月、第4回が令和7年3月、最後、第5回が令和7年5月を予定をしております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 先ほどアンケートの件がありました。これは検討会議の5月のときの会議を踏まえて、こういうものが必要というふうなものだったのでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） こちらアンケートにつきましては、事務局側でも様々検討しておりましたが、委員おっしゃられましたように、会議の中でやはりアンケート先についても様々議論をされた結果を踏まえて見直しを行った結果、もう少し幅広くするというところでこのようなことになっております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 設置検討委員会の機能がしっかり働いている、会議が充実しているというふうなことだと思いますので、しっかりアンケートも含めて、これから学ぶであろう児童生徒たち、それを取り巻く家庭等々、地域も含めて、しっかり意見を吸い上げていただいて、こういったような中身がさらに充実したようになるようにぜひよろしくお願いいたします。

続いて、中段の移住の支援事業のほうですけれども、こちらは個人情報等々の関係もあろうかとは思いますが、世帯が1件ということで、こちら住まわれている地域が町なかなのか、住まいですね、住居が、そちらのほう分かれば教えていただきたいと思

います。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 移住就業支援事業についてでございます。

なかなか住まいにつきましては、申し訳ないですけど、なかなかお答えづらいところがあるのですが、先ほどちょっと説明できなかった細かい部分で言いますと、移住された人数ですが、御夫婦2名とその方の子供さん4名ということになります。金額を先ほど500万円と申しましたが、こちらの規定でいうと御夫婦で100万円、それから子供さん1人につき100万円の加算になりますので、計500万円ということになります。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 世帯が1件で子供ということはそういう家族の形態になるのだろうなというふうに、非常に喜ばしいことだと思います。やはり必要に応じてしっかりと、一般財源のほうもありますけれども、しっかりと、欲を言えば東京23区だけでなくというのは今までの議論の中でも出てまいりましたが、東京一極集中、これはなかなか解消するのは難しいとは思うのですけれども、いろいろな働き方であったりとか、地域に迎え入れる竹原市のそういう環境の整備とか、そういったようなものが少しずつ準備ができて、こういうふうな受入れができたのかなというふうに思っておりますので、県の支出金もありますので、これをどの地区からもというのはなかなか難しいところはあると思いますが、しっかりと準備をしておいて迎え入れの体制だけは取っておいていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 先ほど委員さん言われましたように、確かにこういった移住の事業というのはしっかりと取り組むことで、市内に移住してこられてそこが活気につながるということがあると思います。今後もしっかり受入れ体制が取れるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 続いて、4ページのワクチンの接種事業ということでもありますけれども、なかなか全体の接種率等々というものは答弁難しいかとは思いますが、定期接種ということですが、なかなか今ワクチン、以前よりは積極的に推奨していないと思うの

は私だけかどうか分かりませんが、実際周りを見てもコロナウイルスワクチンの接種をしたという声をあまり聞かなくなっているのだというふうに思います。そうは言えども、準備はしっかりとしておかなければいけないということですが、最終的には何か減額補正をまたするような形になるのでしょうか。どうでしょう。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） ただいま質疑にございました新型コロナワクチン接種事業でございます。

こちらの予算額につきましては、対象者人数全ての人数で予算を組む予定はなくて、これまで高齢者の方でインフルエンザワクチンの接種事業の接種率というものが出ております。これは過去3年間を平均して56.4%ということでありました。インフルエンザとコロナワクチン、内容は違いますが、こういったものを参考に予算を組ませていただいております。ですから、これに対してしっかり啓発をして、皆さんに情報が届くように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 何となく景気動向とかそういうものを見て、なかなか意識から少し遠ざかっている部分はあるのですけれども、やはり重症化を防ぐという、また罹患した場合のリスクが大きい高齢者の方というものは必要だと思いますので、こういうものの広報の仕方であったりとか、いろんな市の広報紙の活用、様々なものを活用して皆さんにお知らせをするようにしているとは思いますが、必要であればやはり必要な旨をしっかりと伝えるような方法を取っていただきたいと思います。それはもうされてだと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと続きまして、消防団装備のほうなのですけれども、これは以前に各班のほうに3着ずつぐらい配備がされて、様々な装備品の充実を図っていただいております。やはり一遍には難しいというのは重々承知ではあるのですけれども、以前のこのかっぱとか雨具に比べると非常に目立って、活動しやすいとか、中にしみ込みにくいようなものになっています。やはり旧タイプのかっぱ、雨具等、非常に傷んでいる団員もいるかとは思いますが、一部の人だけが違ったものを着るとするのはなかなか難しいところ、皆さん遠慮されたり周囲に気を遣ったりされるので、まずは役員からというようなこともありましたけれども、ぜひぜひ宝くじの分ですよね、できるだけ早く全員に行き届くようお願い

というか、一般財源も1万円出ていますけれども、しっかりと全員に行き渡るようにお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 消防団員の安全装備ということでの整備でございます。

令和5年度におきまして80着の雨具を整備させていただいております。しかしながら、団員数は300人ということでございますので、十分行き渡っていない状況もございます。されども、有利な財源ということで購入をさせていただいている状況でございます。前回の配付となったところでございますが、団員の方からもその配付方法についてどうなのだろうというようなお声も伺っております。今後も早期に整備をしてまいりたいと考えておりますが、複数年での整備ということも十分考えられているところでございますので、しかしながら早期に整備をして、皆様に配付に当たって不満の出ないようなところをしっかりと団関係者とも御相談いたしまして配付をしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） ありがとうございます。

少しずつ配備をするというのは重々承知をしておりますので、引き続き装備品の充実を図っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（川本 円君） ほかに質疑ありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 2ページになります。

概要のところなのですが、まず在り方検討会の事業の予算ですが、一応50万円ということでもあります。これ、広島県の教育委員会に提出する、提案するという事だと思っておりますが、改めて期間確認をさせていただきたいのですが、計画期間とは令和6年から令和15年までの10年間の計画期間のために、本市が竹原市の県立高等学校の在り方検討会を設置するための費用ということの理解でよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 先ほど計画の期間ということでございます。

我々が認識しておりますのは、先ほど言った計5回の会議を開いて提言書をまとめるというふうなことです。広島県のほうにつきましては、いろんな方針の中で長期の計画を確

かに出しておられます。それに対する竹原市は意見書ということになりますので、長期の計画ということではないというふうに御理解いただけたらと思います。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） これは担当の委員会でも、所管の委員会でもあるので、答弁難しかったらまた別の機会に教育委員会のほうに御答弁いただかないといけないかなとは思いますが、改めてこの4月にこども家庭庁ができた。その中でこども基本法ができた。基本法の中身を見ると、4つ大事な点があるのですよね。その4番目のところで書かれてあったのが、子供の権利ということなのですが、いわゆる子供に関わることの関係の政策をつくる時には子供の意見を聞くということが非常に重要になっている、権利ですから、になっているというふうに書かれてありました。それで、子供の権利とはこの権利条約の4番目、4つの原則があると。その4番目には子供の意見の尊重と書いてあるのですよね。こういったことが在り方検討会を本市も持たれて推進されると思うのですが、大事な子どもの権利条約の中の4番目に当たる子供の意見の尊重というのは十分含まれた委員会になるのかどうかということ。御答弁できる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 今、委員おっしゃられました子供の権利ということでございます。

どこまで反映できるかというのはありますが、今そういったことも含めて中学生もしくは高校生に幅広く意見を聞くといったことがやはり現実、大人の意見だけではなくて、実際通われている子供さん、もしくはこれから高校に通おうとする子供さん、こういった意見を聞くということがそういったことにつながるというふうに考えております。その意見が今後どういった意見が出るかによって、いろんな方向性がまた変わってくると思いますので、そのアンケートを含めて考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 課長、今反映されているかどうか。今現在、反映されているかどうかというのは答えられますか。

財政課長。

財政課長（大川真功君） 今、反映されているかどうかというのは、この意見書はこれからまとめてまいりますので、今後アンケートを踏まえてそこは取り組んでまいりたいとい

うふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 分かりました。すみません。

道法委員。

委員（道法知江君） まだあと4回あるわけですからね。結論が出るまで4回あるということも併せて、執行部、副市長もお越しいただいていますので、その点は教育委員会のほうに十分お伝えしていただければなと思います。子供の基本条例、こうやって変わってきたということを各部署においてもしっかり検討していただけるように、重要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

次なのですけれども、障害者の自立支援のところ、3ページですね、次ですね、次の概要のところでお聞きしたいのですけれども、これは障害者の令和3年度に報酬の改定があったと思います。これも今回の報酬に関わるシステムの改修ということの理解でよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 今、3ページの自立支援給付に係る経費についてということでございます。

こちらは、令和6年6月に障害福祉サービスの報酬が改正されるということでシステムを改修するものでございます。

具体には3点ございまして、まず1点目が、就学前の障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化、これをシステムに反映させるというものが1点目です。

2点目につきましては、同一世帯における複数児童の上限額管理、これをシステムに反映させるというものでございます。

最後3点目が、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る福祉介護職員の処遇改善、これをシステムに反映させるということで、こちらの3点を反映させるためにシステムの改修を行います。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、ここで説明員入替えのため、暫時休憩といた

します。

午前10時59分 休憩

午前11時04分 再開

委員長（川本 円君） それでは再開いたします。

続きまして、議案第48号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。

産業振興課からは、議案第48号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

議案書では63ページになりますが、資料により説明をさせていただきます。

それでは、資料を御覧ください。

まず初めに、この条例案の概要についてですが、地域再生法。

よろしいですか。

委員長（川本 円君） ちょっと待ってください。

お願いします。

産業振興課長（松岡俊宏君） それでは、条例案の概要についてですが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されまして、地域再生計画法に係る事業者の認定期限が2年間延長されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

ここで、地域再生計画について説明をさせていただきます。

こちらは、平成27年6月の地域再生法の一部改正によりまして本社機能の移転または拡充等を行う事業者に対する地方拠点強化税制が講じられることとなったことから、この制度の活用に向けて地域再生計画を広島県及び県内市町で作成いたしまして、平成27年10月2日付で国から認定を受けたものでございます。これによりまして、広島県において本社機能等特定業務施設の新設・増設を予定している事業者が課税特例等の優遇措置を受けるための地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を行っており、本市において認定された事業者に対して固定資産税の不均一課税を実施しております。

次に、3の改正の内容についてですが、条例で規定しております地方活力向上地域等特

定業務施設整備計画の認定期限について令和6年3月31日から令和8年3月31日に延長するもので、企業が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、延長した期間において広島県から認定を受けた場合、認定を受けた日から同日の翌日以後、3年を経過する日までの間に新設または増設した場合、これまでと同様、新たに固定資産税を課すべきこととなる年度以後、3年度において不均一課税の適用を受けることができることとなります。

なお、これまで固定資産税の不均一課税の適用状況については、こちらの4のほうの表のとおり、株式会社シーエックスアールに適用しております。当社は竹原工業団地で研究、研修施設として活用されておりました、本社は呉市にあり、機械部品や構造物の有害な傷を、対象を破壊することなく、放射線、超音波などを入射して検出する技術でございます。また、配管内部の腐食などの検査も行っております。そういった会社でございます。

なお、令和6年1月1日現在で就労者30人で、うち竹原市から9名が雇用されている状況でございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

説明員は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で会議規則第117条の1項及び2項の規定に基づき、委員外議員の出席要求または発言の申出がある方はございませんか。

よろしいですか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） なしと認めます。

これからは付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

堀越委員、どうぞ。

委員（堀越賢二君） 先ほどちょっと休憩中にもお話をさせていただいたのですが、どうしても総務委員会ということであれば、補正予算のほうのものが上がってきます。補正内容について所管が違うので、ただ本日課長のほうに非常に詳しく内容を説明していただいたので、分かりやすいいい答弁いただきました。ということであるのですけれども、この補正の中からあまり逸脱しないような形ではありますけれども、中身を精査するための関連のような質疑がどうしても出てくると思うので、その点については委員長の確認を取りながら質疑をさせていただきたいと思うのですが、今後もそういう形でよろしいですかね。どうしても所管が違うので、答えられない部分についてはもうそれは答えられないという答弁をいただけたらそれはそれでなのですけど、今回のように内容のしっかりした答弁をいただくと、補正を認めるかどうかということではなくて、事業自体についてもしっかり内容が分かるので、必要なかなというふうに感じましたが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 今日聞く限りでは、当然その補正を認めるか認めないかでどうしても必要な情報を得なければいけないということなので、質疑に対しては全然問題ないと、私は個人的に思っています。答弁者のほうも所管外ではありますけれども、かなり突っ込んだ説明を、答弁をしていただいたので、許される範囲でございしますが、認めていきたいと思います。明らかに関連の場合は、前にも言いましたが、ちょっと関連でお伺いしますがということを前もって言うていただければ、よりスムーズに進行できるかと思えます。そういう場合がありましたら、御協力のほどよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ですから、これ、追加の質疑とか資料提出とかというものもございませんね。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） それでは、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

委員長（川本 円君） それでは、会議を再開いたします。

以上をもちまして本委員会に付託の議案に対する質疑を終結いたします。

それでは、本委員会の付託議案について議案番号順に順次討論、採決に入りたいと思います。

まず最初に、議案第44号工事請負契約の変更契約の締結について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に

関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第49号令和6年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承お願いいたします。

それでは、その他事項に移ります。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

総務部から報告事項があるということなので、これを受けたいと思います。総務部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

総務部長。

総務部長（向井直毅君） それでは、説明の機会を与えていただきましてありがとうございます。

今回は、昨年度から取り組んでおりました防災ハザードマップの更新につきまして、まだ未定稿の状態でございますが、おおむねその内容について整理ができましたので、その内容について、変更点を主に今回御説明させていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） それでは、担当課から説明を求めます。

危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） それでは、竹原市防災ハザードマップの改定について御説明させていただきます。

ハザードマップのデータを御覧いただければと思います。

よろしいでしょうか。

本市の防災ハザードマップにつきましては、これまで令和元年12月に作成をして以来、以降4年以上が経過をしております。掲載情報が変更をされている部分が多くなっております。そのため、このたび最新の河川氾濫等の浸水情報や土砂災害の危険箇所、避難場所などの情報を更新いたしまして、市民の皆様にご覧いただけるよう提供いたしまして、市民の皆さんの防災意識の向上を図るとともに、減災対策に活用するために改定したものでございます。また、ハザードマップを広く周知していただくため、そして外出先等でスマートフォンやパソコンからでも確認できるようウェブ版のハザードマップも併せて構築をしているものでございます。

マップの表紙を見ていただいていると思いますが、右上に2次元コードを掲載しております。本日は時間の都合でこの中身については説明を行いませんが、後ほど読み込んでいただき、御確認いただければと思っております。

それでは、今回のハザードマップの変更点について御説明をいたします。

まず、全体を通しましての情報につきましては、国や広島県が公表しております最新のハザード情報により更新をしているものでございます。洪水や高潮による浸水想定は、これまでの計画規模から想定最大規模に改められております。これは、計画規模というのは10年から100年に一度起こり得る降雨の規模により災害を想定をしたものでございます。今回の改定後の規模については、想定最大規模、こちらは1,000年に一度起こり得る程度の降雨規模から災害を想定したものでハザードマップを作成しております。

次に、広島県が公表しております家屋倒壊等氾濫想定区域を初めて追加をして掲載をいたしました。これは、河川の氾濫等により家屋の倒壊や流失が想定される区域、川岸が侵食されることを想定した区域を示したものでございます。

次に、内水対策浸水実績図を追加しております。これは、過去に本市に降った最大降雨と同様の雨が降った場合に浸水が想定される区域を示しているものでございます。

最後に、マイ・タイムラインの作成を掲載をいたしました。避難に備えた行動を住民の方お一人お一人があらかじめ決めていただき、被害が発生する前に避難行動を起こしていただくための資料として掲載をいたしました。

それでは、ハザードマップの構成と併せて中身について説明をさせていただきます。

資料の1ページ、1枚をお開きください。

まず、2ページから12ページまでは、日頃の備え、防災情報の入手、そして避難行動について説明をさせていただいております。

2ページにつきましては、防災の基本となります相互協力として、自助、共助、公助の役割について説明をさせていただきました。地域の防災活動への積極的な参加も呼びかけたものとしております。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

こちらは、日頃から行っていただきたい備蓄品などの備えのお願いと家屋の点検箇所、また浸水が起こる前の浸水対策について、家庭でもでき得る簡単なものについて掲載をさせていただいております。

次に、5ページ、6ページを御覧ください。

防災にとって非常に重要となります災害情報、また避難情報の入手方法、また気象情報の種類について掲載をしているところでございます。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

ここでは、前回のマップから最大警戒レベルが改められましたので、その表示ととるべ

き避難行動について説明をさせていただいております。

次に、9ページ、10ページを御覧ください。

想定される災害、水害や土砂災害の前兆などの知識を持っていただくため、雨の降り方や賀茂川の水位の危険度のレベル、そして土砂災害の前兆などを掲載しております。

次に、11ページから12ページを御覧ください。

こちらは、大雨や地震によりましてため池の決壊による被害も想定されることから、ため池の箇所やその対応について掲載をさせていただきました。

次のページ、これ以降は災害ハザードマップになります。

まず、13ページから46ページまでは、洪水・土砂災害ハザードマップになります。

13ページに記載しておりますように市内を16か所に区分いたしまして、賀茂川の氾濫により浸水が想定される区域、また崖崩れや土石流などによる土砂災害のおそれのある区域、そして避難場所などを示しております。これは、おのおのが、それぞれが居住される地域の危険区域を確認していただき、避難すべき場所の確認を平素から行っていただくために御活用いただきたいと考えているものでございます。

今回のマップにつきましては、前回の令和元年のマップ時におきましては地図の縮尺が1万5000分の1であったことから、皆様から、市民の方から自分の住む場所が分かりにくいというお声を反映いたしまして、今回1万分の1に拡大をしております、見やすくしております。そのページの中には、それぞれため池ハザードマップも併せて掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、47ページを御覧ください。

よろしいですか。

47ページから54ページにつきましては、内水対策について掲載をしております。最初の変更点で申し上げましたが、この区域は令和3年8月に本市で降った最大降雨の時間雨量57ミリと同様な雨が降った場合に想定される浸水地区を想定したものでございます。堤防の決壊などによる外水による浸水との違いを説明させていただき、浸水箇所を図示しております。平成30年7月の浸水実績図と併せて掲載するなど、過去の浸水実績を知っていただくことで緊急時の避難等に役立てていただきたいと考えております。

次に、55ページを御覧ください。

ここからは地震対策、津波対策として、地震が発生した場合にとるべき行動や備えについて説明をし、想定される地震ごとの震度予想区域図を掲載をしております。あわせて、

地震後に発生が想定される津波対策について、警報、注意報等の発表基準や津波の規模に加えまして、避難時の注意点を掲載をしております。この地震、津波の被害想定は、現在、国また県において被害想定の見直しが進められております。この掲載内容は、令和元年の想定のものとはほぼ同じ内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、63ページを御覧ください。

63ページから68ページは、高潮対策を掲載をしております。高潮のメカニズムと新たな想定による浸水区域を掲載をしております。

次に、69ページを御覧ください。

大規模の災害が発生し、長期の避難生活を避難場所などで送ることとなった場合、心得るべき点というものを掲載をしております。

そして、70ページ以降に、市が指定しております避難所の一覧表を掲載をしております。

最後のページでございますが、73ページ、マイ・タイムラインについて掲載をしております。これは、災害が起きてからの避難行動を行うことでは慌ててしまい、冷静な判断ができないことが想定されます。そのため、あらかじめ自宅のある場所の災害リスクを確認し、避難場所を確認すること、そしてどのレベルの警戒レベルが出たら自分は避難を開始するという自分の避難行動予定を立てていただくための資料をこのたび掲載をしたものでございます。災害が頻発化、また急激化している中にありまして、行政や消防を含めた公助には限界がございます。自らの命を守るために、早めの避難行動につなげていただく計画として役立てていただきたいと思いますと考えております。

以上が新しいハザードマップの概要でございます。

今後の予定でございますが、このたびの新たなハザードマップの説明を、自治会連合会総会がこの週末にございますので、そちらで自治会の役員の皆様にマップの改訂について説明をしたいと考えております。また、冊子版についてでございますが、現在印刷、まさに印刷中でございます。月末ぐらいには刷り上がると思いますので、7月5日発行の広報たけはらと一緒に全戸配布させていただくように準備をしておりますので、よろしくお願いいたします。それと、冒頭申し上げましたウェブ版については、ただいま最終確認を行っております。数日中には通知できるようにホームページ、またSNS等を通じましてこの2次元コード等を皆様にお伝えできるように準備をしておりますので、よろしくお願いいたします。

今後も、機会を捉えましてこのハザードマップの一層の周知を図りまして、市民の皆様の防災意識の向上、啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長（川本 円君） ただいまの説明に対して質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 非常に見やすいハザードマップの作成ということでありありがとうございます。

災害が大規模化してきて、想定されることが、想定内で想定外なことが頻発している状況なので、先ほど1,000年に一度の想定ということで危機管理といいますか、自身の意識づけ、防災に対する意識づけ、早めの避難、そういうことに非常に有効なハザードマップになっていると思いますし、注意喚起を引くような色使いであったりとか様々な工夫がされていると思います。

ちょっと1点お伺いしたいのが、内水と高潮対策のところそれぞれあるのですが、どちらにしても地域的にも同じようなものなのかなという、内水ということでたまった水が逃げないとかという箇所は地域によって様々大小違いはあると思いますので、ここは皆さんにしっかり読み込んでいただいてというのが前提にはなろうかとは思いますが、どうしても高潮のところに行きがちなところはありますが、内水のところでも家から出られなくなるというのがたくさん竹原もありますので、まさにその改善のために今事業もしていますけど、地域によってはなかなかこのマップに落とし込めていない部分もあるのかなというふうに思いますので、そこら辺もウェブ版等々においては常に更新を、アップロードしていただいて、想定されるものをより正確性を保っていただきたいと思いますが、ウェブ版のほうは臨機応変に改定できるといいますか、アップデートできるというのは可能でしょうか。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） ウェブ版につきましては、冊子のものと違いまして、印刷等を行う必要がございません。データでの管理ということになりますので、今後、例えば避難のレベルが変わるといったような情報も先日新聞のほうに載ってございましたし、そういった部分につきまして改善をする手法としては可能でございますので、大規模なものにつ

いては一定に検討しなければならぬと思いますが、軽微なものも含めまして必要であるものについては随時改めていくように努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 非常にウェブ版も見やすくなっていると思いますし、アイコンが大きくていいものだというふうに思いますので、先ほどのトップページにありました2次元コードなのですが、あれは市のホームページの、それこそこれから出水期になるわけですから、トップページのほうに、目立つように、なかなか竹原市のホームページを見る方もたくさんはいないかとは思いますが、何か情報を得るときはやはり竹原市で検索すると竹原市のホームページが出てきますので、なかなかここまでたどり着くのに時間がかからないように、まずはホームページのトップページに注意喚起をしていただいて、ここから情報をしっかり収集してくださいといったようなもの、その先には県の防災webとか様々なところの2次元コードも貼ってありますので、必要な情報を得ればよいと思うのですが、まずは見やすいところに、アクセスしやすいような工夫をしていただきたいと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） これからまさに、今もう出水期に入っておりますけれども、これから梅雨入り等も含めまして降雨等も見込まれているところでございます。市民の皆様が慌てることのないようにホームページを見ればすぐ防災ページに飛べるような工夫というものは、ホームページの管理者等とも協議をいたしまして見やすいものになるように改めて改善していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） あと、地域の情報ということで竹原ケーブルネットワークさんのほうにもしっかりと連携を取っていただいて、タイムリーに災害のときに情報が得られるような連携をしていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後0時21分 再開

委員長（川本 円君） それでは、会議を再開いたします。

教育委員会から報告事項があるということなので、これを受けたいと思います。教育次長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 委員の皆様方、大変お疲れさまでございます。

このたび、竹原市教育委員会文化生涯学習課におきましては、町並み保存地区の全体像を整理いたしました。本日はその整理の趣旨、また考え方、市が所有する歴史的建造物の今後の活用等、それらを御説明をさせていただこうと思います。どうぞよろしく願います。

委員長（川本 円君） それでは、担当課から説明を求めます。

文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 失礼いたします。

今回、町並み保存地区の全体像、保存と活用の方向性について整理したものを資料に沿って説明をさせていただきます。

3種類の資料を配付させていただいております。

まず、町並み保存地区の全体像というタイトルの資料を御覧ください。

趣旨でございますけれども、重要伝統的建造物群保存地区に選定されて40年以上が経過する中で、地区住民の減少、高齢化が進展しており、今後空き家の増加等が見込まれます。また、市が所有する歴史的建造物については、今後、保存、継承していくためにも現在の活用方法を見直す必要があると考えております。こうしたことから、町並み保存地区の現状に加え、これまでの建造物の修理や市有施設の活用の社会実験等の取組状況を踏まえ、今後の町並み保存地区の全体像を整理したものでございます。

2番目に考え方といたしましては、本市では先人たちが守り続けてきた文化財や景観を市民共有の財産として次世代に継承していくため、伝統的建造物群保存地区制度や竹原市歴史的風致維持向上計画に基づき、様々な事業に取り組んでおります。今後は、町並み保存地区全体を鳥かんする中で各施設、市有施設・民有施設の整備を進め、上記の取組を発展、強化させていくものとしております。

次に、コンセプトにつきましては、保存と活用の2本柱ということで定期的な修理を行い、かつ有効活用を、そして後世へ継承していきたいと考えております。

3番目に取り組む方向といたしまして、市有施設と民有施設と分けて整理をしております。

まず、市有施設については、現状は主に公開施設として利用、現在一部は非公開のものもございます。旧吉井家住宅と旧上吉井家住宅が非公開となっております。方向性といたしましては、市が土地、建物を所有した上で施設ごとに機能を定め、公開施設のほか、優れた創意工夫による民間運営を導入。

次に、裏、2枚目になりますけれども、民有施設でございます。

現状は、住居や店舗としてお住まいになったり、営業をしていただいたりしております。方向性といたしましては、引き続き利用できるよう修理・修景事業補助金や空き家バンク等の事業等を紹介、実施していきたいと考えております。

最後に、取得につきましては、今後町並み保存地区内の空き家等が増加し、歴史的建造物の市への寄附の相談も出てくるのが想定されます。保存を適切に行っていくためにも一定の基準を定め、取得を推進していくことといたしたいと思っております。取得につきましては、次のいずれかに該当する場合は、検討の上、取得を推進するという事で、1つ目は指定文化財及び指定候補物件、2つ目は市有施設のもともとの敷地であったり建物であったりというものは、取得に向けた推進を進めていきたいと考えております。

次に、2枚目に配付している市有歴史的建造物、今後の保存、活用実施方針の表を御覧ください。

市が所有している施設としては7施設ございます。現在の状況と今後の実施方針とに分けて、また保存と活用の状況をそれぞれ掲載をしております。最近では、一番下の旧森川家住宅につきましては、社会実験の成果を踏まえ、公開施設と併せてカフェ等のラウンジ機能で継続しております。

3枚目の参考資料として市有施設の位置図をつけております。また、御覧になっていただきたいと思っております。

昭和57年12月16日に重要伝統的建造物群保存地区に選定以降、保存を中心にして取り組んできた経緯がございます。現在、活用を見据えた取組を進めていく中で令和4年度に歴史的建造物活用社会実験を重視し、歴史的建造物の新たな活用方法の掘り起こしや民間運営等に向けた課題や効果の把握に取り組んできたところでございます。今回整理いたしましたこの方向性につきましては、保存地区の保存に関して審議する竹原市伝統的建造物群保存地区保存審議会等、専門家の意見も踏まえながら整理をしているものでござい

ます。

説明は以上です。

委員長（川本 円君） ただいまの説明に対して質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、説明員は退室いただいて結構でございます。ありがとうございました。

それでは、次に参ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。そのほか、委員の方で継続審査、調査について御意見等はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の予定は終了いたしました。

その他、委員のほうから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後0時22分 閉会